

東京都認定制度を活用した医師少数区域における勤務の推進事業補助金交付要綱

令和3年1月22日付2福保医人第3006号
一部改正 令和7年11月13日付7保医医人第1938号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都認定制度を活用した医師少数区域における勤務の推進事業実施要綱（令和3年1月22日付2福保医人第3006号。以下「実施要綱」という。）の規定に基づいて行う、東京都認定制度を活用した医師少数区域における勤務の推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項について定め、事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱において、補助を受けることができる者は、実施要綱第2条に定める者とする。ただし、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

(補助対象事業)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第3条に定める事業とする。

2 補助事業は、国、地方公共団体等の他の補助金等を充当し実施する事業は対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、別表の第3欄に定める経費とする。

(交付額の算定)

第5条 補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額を予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による交付申請書に関係書類を添えて、指定された期日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等相当額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(交付決定及び通知)

第7条 知事は、第6条の規定に基づく交付申請があった場合は、申請書及び関係書類の審査を行い、適当と認めたときは、第8に掲げる事項を条件に補助金の交付決定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知する。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付の条件は東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に基づき、次のとおりとする。

(1) 事情変更による決定の取消し等

ア 知事は、第7条の規定による補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

イ アの規定により補助金の交付の決定を取り消すことがある場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつたと認める場合に限るものとする。

ウ アの規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となつた事務又は事業に対して、補助事業に係る残務整理に要する経費及び補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費に係る補助金を交付することがある。

エ ウの規定による補助金交付額の当該経費に対する割合、その他その交付については、アの規定による取消しに係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。

(2) 承認事項

補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が次のいずれかに該当する場合は、あらかじめその理由及びその他必要事項を記載した書面

を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 事故報告等

ア 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び状況を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

イ 補助事業者は、アの報告に基づき、知事から必要な指示を与えられた場合は、直ちにその指示に従わなければならない。

(4) 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について、報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(5) 遂行命令等

ア 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

イ 知事は、補助事業者がアの命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

ウ イの一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、知事は、(10)の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(6) 変更申請手続

補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、第6条に定める申請手続に従い、あらかじめ知事が指定する日までに変更の申請を行うものとする。

(7) 実績報告

ア 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で都の会計年度が終了したときは、別記第2号様式による実績報告書を、指定する期日までに知事に提出しなければならない。(2)の規定により廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

イ 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

ウ 補助事業者は、補助事業完了後に、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、消費税仕入控除額報告書（別記第3号様式）により速やかに知事に報告

しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っていない場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

この場合において、知事が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助事業者は、これを納付しなければならない。

(8) 補助金の額の確定等

知事は、(7)の規定による事業実績の報告があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(9) 是正のための措置

知事は、(8)の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

(10) 決定の取消し

ア 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(イ) 補助金を他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。

イ アの規定は、(8)の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(11) 補助金の返還

ア 知事が、(10)のアの規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者が、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、指定する期日までに取り消された金額を返還をしなければならない。

イ アの規定は、(8)の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付している場合においても適用する。

(12) 違約加算金及び延滞金

ア 知事が(10)のアの規定によりこの交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

イ 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞

金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(13) 違約加算金の計算

ア 補助金が２回以上に分けて交付されている場合における(11)のアの規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

イ (12)のアの規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(14) 延滞金の計算

(12)のイの規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(申請の撤回)

第９条 申請者は、この補助金の交付決定の内容又は条件に異議のあるときは、この補助金の交付決定を受けた日から１４日以内に申請の撤回をすることができる。

(その他)

第１０条 特別の事情により、第５条、第６条、第８条の(6)及び第８条の(8)に定める算定方法又は手続によることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

２ この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、東京都補助金等交付規則の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和２年４月１日から適用するものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和７年４月１日から適用するものとする。

別表（第４、５関係）

１ 種目	２ 基準額	３ 対象経費	４ 補助率
研修受講経費	認定を受けた医師１人当たり次により算出された額 （１）研修受講料 １０，０００円×勤務月数 （２）旅費 都内２，０００円×勤務月数 都外１２，０００円×勤務月数	旅費 雑役務費（研修受講料）	１０分の１０
専門書購入経費	認定を受けた医師１人当たり ５４，０００円	備品費（図書）	
他病院勤務経費	認定を受けた医師１人当たり 都内４，０００円×勤務月数 都外２４，０００円×勤務月数	旅費	